

第4章 家庭教育

Ⅰ 家庭教育

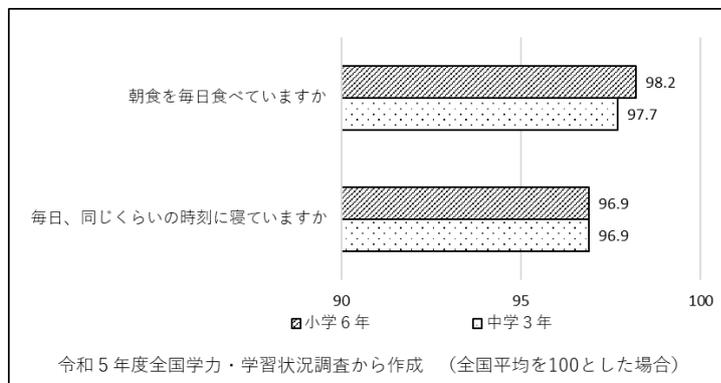
(1) 家庭教育の役割

教育基本法では、保護者（家庭）の役割について、次のように定義され、学校、地域及び地域住民などの関係者の教育における役割と責任を自覚し、相互連携及び協力を努めると明記されている。

教育基本法
第二章 教育の実施に関する基本
(家庭教育)
第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。
2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)
第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(2) 家庭教育をめぐる現状と課題

家庭教育は、それぞれの家庭で行われる教育であり、すべての教育の出発点である。この教育によって、子どもは生きるための基礎的な資質や能力を培い、人格を形成していく。



奈良県における児童生徒の生活習慣について、全国の児童生徒の状況と比較すると、朝食摂取率が低く、決まった時刻に就寝していないことなど、基本的な生活習慣に課題があると言える（図1）。

なお、全国学力・学習状況調査からは、「生活習慣が整っているほど、平均正答率が高い」という傾向がみられる（図2、図3）。

図1 奈良県における児童生徒の生活習慣の傾向

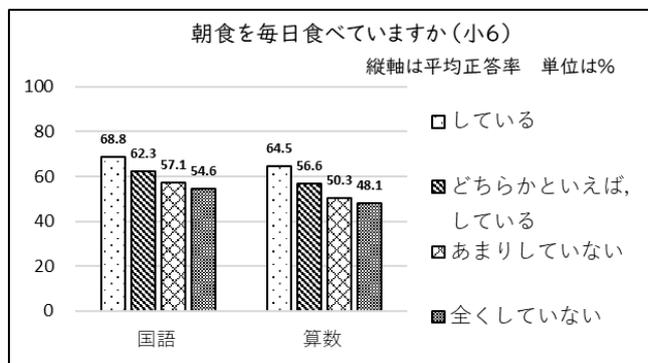


図2 朝食と平均正答率の関係（R5全国学力・学習状況調査）

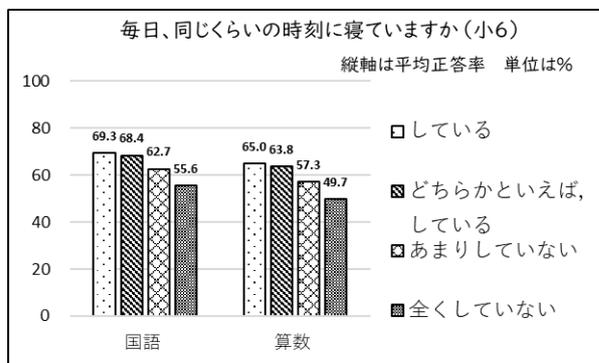


図3 就寝時刻と平均正答率の関係（R4全国学力・学習状況調査）

